

南砺市立福野小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

(1) いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

その場合、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

② いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断されるいじめの場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じているかどうかを面談等により確認する。

③ いじめに対する基本的な考え方

ア 児童は、一人一人がかけがえのない存在である。児童が安心して健やかに成長できる学校とするために「いじめは絶対に許さない」「一人一人を守る」という強い意志の下、学校は家庭、地域、教育委員会等の関係機関と連携し、いじめ防止対策に取り組む。

イ いじめに迅速かつ組織的に対応するために、全教職員でいじめについて共通理解する。

ウ いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての子供を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

① いじめ防止対策委員会

【構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー】

ア 定例会を年5回実施する。

第1回（4月10日）；年度当初に行い、本年度のいじめ防止基本方針の確認をする。

第2・3・4回（7月19日、12月18日、3月7日）；

毎学期に一回、いじめアンケート・教育相談後に行い、いじめに該当するかどうかや経過状況を共通理解する。

第5回（3月19日）；

年度末に行い、来年度に向けて、いじめ防止基本方針を見直し修正する。

イ いじめが発見された場合、その都度、構成員の中から校長の指示を受けた関係者で対策会議を行うが、その情報は委員に知らせる。

② 生徒指導委員会【構成員：全教員】

ア 年度当初に全教職員で配慮を要する子供について、現状や指導内容等の情報交換及び共通理解を図る。

イ 学期に1回ずつ、終礼等の時間を利用し、配慮を要する子供について、現状や指導内容等の情報交換及び共通理解を図る。

(3) いじめ未然防止のための取組（年間指導計画は生徒指導年間計画・教育相談指導計画）

① 学級経営の充実

ア Q-U検査結果を生かしたり、「ハートの日アンケート」「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケート（市教育委員会作成 保護者用アンケート）」（以下「いじめアンケート」）を利用したりして子供の実態を把握する。

イ 南砺市こどもの権利条例（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）を子供や保護者に周知し、自分の権利も相手の権利も大切にしよう声かける。

ウ 人権教育として、「いのちの授業」「チクチク言葉とあったか言葉（相手のことを考えた言動の指導）」を通して、思いやりのある行動をとろうとする子供を育てる。

エ ソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、場に応じた正しい判断・行動ができるようにするためのスキルを高める。

オ 帰りの会等を利用して子供が互いのよいところを認め合う場を設定する。

カ 教師自身が子供の手本となることを意識した言動を心がける。

キ 分かる、できる授業の実践に努め、子供一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

② 学校全体で取り組む活動

ア 人の役に立つ行動

学校挙げて、人の役に立つ行動をすることに取り組み、心を働かせて周りの人や物へ接するように働きかける。また、自分から進んでよい行動をするように働きかける。

イ あいさつ運動

児童会の働きかけで、始業前の朝の時間に玄関で「あいさつ運動」を実施し、挨拶をしたときに挨拶が返って来る喜びを体験する機会とする。また、元気よく挨拶する行動を起こすことで、挨拶をしたときのすがすがしさや、一緒に挨拶を呼びかける児童相互の連帯感も感じることができるようにする。

ウ 廊下歩行

「廊下や階段の右側を落ち着いて安全に歩行する」をアクションプランに位置付け、休み時間や授業中に校内を移動するときは、落ち着いた行動をとり、周りに配慮した行動を常に意識できるようにする。

エ 道徳教育の推進

全教育課程の中で道徳の指導を行うことで、体験したことの意味を自覚したり、道徳科で自覚したことを体験活動で発揮したりする。

オ 考えや気持ちを「話す」「聞く」の充実

授業において、聞くこと、話すことを大切にし、自分の思いを学級の仲間に話したり、友達の話の聞いたりして共に考える楽しさを感じるようにする。また、学校生活全般を通して、話す楽しさや聞いてもらう楽しさ、聞く楽しさを感じられるような場を大切にする。

③ 相談体制の整備

ア Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点等）を考え、職員研修で共通理解を図る。

イ 毎学期の「ハートの日アンケート」「いじめアンケート」の調査後に学級担任による教育相談を行い、子供一人一人の理解に努める。

ウ 関係諸機関との連携を図り、教育相談の充実に努める。

④ SNSを通じて行われているいじめに対する対策

ア 子供や保護者を対象としたSNSの使用について、危険防止の観点から共に学ぶ場の設定と、子供にSNSを利用する際のモラル教育

⑤ 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 中学校や保育園・幼稚園と情報交換の場を設定するとともに、小中学校が一貫性した指導ができるように連携を進める。

(4) いじめ早期発見のための取組

① 保護者や地域、関係機関との連携

子供と保護者、学校が信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市教育委員会や中学校、特別支援学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

② 毎学期の「ハートの日アンケート」の実施

毎学期1回、「ハートの日アンケート」と「いじめアンケート」を実施する。また、「ハートの日アンケート」を基に、一人一人の子供と直接話をして、思いを汲み取る。

③ 市教育委員会作成の「いじめ問題に関する小中連携シート」に気になる行動や事実を書き留めていくことで、子供の様々な問題を共有できるようにする。

(5) いじめに対する早期対応

① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに生徒指導主事や管理職に報告し、事実の有無を確認する。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議する。

- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子供・保護者に対する支援と、いじめを行った子供への指導とその保護者への助言を継続的に行う。適宜、SCやSSW等の協力を要請する。
- ④ いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(6) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ア いじめにより子供等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより子供が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 子供や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

② 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、警察等の関係機関等と連携して、いじめを受けた子供の心身の安全確保を行う。
- イ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会及び西部教育事務所に所定の様式の書面をもって速やかに報告する。
- ウ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- エ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- オ 上記調査結果については、いじめを受けた子供・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) いじめ対応組織図

